



受大監第31号
令和8年8月21日

大山町長 竹口 大紀 様

大山町監査委員 戸野 克則
大山町監査委員 野口 俊明



令和7年度決算大山町健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度大山町健全化判断比率について審査を実施したので、下記のとおり意見を付します。

記

1. 審査の概要

- (1) 審査実施日 令和8年8月6日(木)
- (2) 審査の場所 大山町議会図書室
- (3) 審査方法

財政健全化審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和7年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
①実質赤字比率	—	13.99	
②連結実質赤字比率	—	18.99	
③実質公債費比率	9.1	25.0	
④将来負担比率	0.6	350.0	

*①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については赤字額がないため、「—」で表示している。

(2) 個別意見

①実質赤字比率

令和7年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

令和6年度と比較すると、一般会計の実質収支額（黒字）が増となったことが要因となり、0.72ポイントの減となっている。

②連結実質赤字比率

令和7年度の連結実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため、前年度と同様に該当なしとなっている。

令和6年度と比較すると、普通会計の実質収支額は、6,076万1千円の増となり、国民健康保険特別会計が1,404万1千円、介護保険特別会計が461万5千円、水道事業が4,471万8千円、それぞれ実質収支が増となったことなどが要因となり、1.46ポイントの減となっている。

③実質公債費比率

令和7年度の実質公債費比率は9.1%で、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

令和6年度と比較すると、交付税措置の有利な起債の発行を中心に行っていること、普通交付税が増加していることが主な要因となり、0.7ポイントの減となっている。

④将来負担比率

令和7年度の将来負担比率は0.6%で、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

令和6年度と比較すると、地方債残高減による公債費算入見込額の減や組合負担見込額の増が主な要因となり、将来負担比率は前年度比8.2ポイント悪化する結果となっている。

(3) 是正改善を要する事項

審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められる。

今後も、長期的な視点に立ち、持続可能な財政運営の徹底を図り、引き続き財政の健全化を維持されたい。